

建設環境委員会

平成30年9月3日（月）

午前10時55分～午後4時37分

議会第4会議室

【出席委員】久米勝博委員長、村岡 卓副委員長、野中康弘委員、山田誠一郎委員、山口弘展委員、平原嘉徳委員、川崎直幸委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・建設部 志満建設部長  
ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について（決算議案審査）

○久米勝博委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

それでは最初に、4常任委員会による連合審査会の開催についてお諮りいたします。

総務委員会に付託されております、第81号議案平成29年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入全款の審査につきましては、当委員会の付託議案とも関連がありますので、佐賀市議会会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会を開催して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、第81号議案中、歳入全款の審査については連合審査会を開催することに決定いたしました。

次に審査日程についてでございますが、ただいま決定いたしました連合審査会を含めまして、お手元の審査日程案のとおり、提案させていただいております。

日程について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。

なお、開催通知には9月5日水曜日と記載していましたが、審査日程では予備日となっております。このとおり審査を行わない場合は、改めて開催通知の変更の通知はいたしませんので、御了承ください。

また、決算審査における執行部の説明については、お手元の決算審査での説明要領等に

て周知されておりますので、事前に御確認をお願いします。

次に、現地視察についてでございますが、もし希望がある場合は、マイクロバスの都合もございますので、早めにお申し出ください。

それから、連合審査会時の席次についてですが、正副委員長協議の上、お手元の席次表のとおりといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、ここで一旦、建設環境委員会は休憩といたします。連合審査会後再開して、引き続き決算審査を行いますので、よろしくをお願いします。

◎午前 10 時 58 分～午後 2 時 18 分 休憩

○久米勝博委員長

ただいまから、建設環境委員会を再開いたします。

午前中に御決定いただきました審査日程に従い、審査を行います。

審査に入ります前に、執行部におかれましては、委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。

質疑につきましては決算ですので、その範囲内での質疑をお願いします。

特に市政一般や予算に関する質問にならないよう、お願いいたします。

また、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと、答弁がわかりにくくなります。

質疑の該当箇所を示した上で、1 回につき 2 問ぐらいに絞って質疑をしていただければと思います。

このたびの決算議案審査は、委員会としての意見提言を数項目取りまとめることになっております。

そこを踏まえた上での御審議をお願いしたいと思います。

これまでの附帯決議案件につきましては、お手元の一覧表を御参考にしてください。

それでは、建設部に関する決算議案の審査に入ります。

まず、第 81 号議案 平成 29 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 8 款 1 項から 4 項までについて執行部の説明を求めます。

◎第 81 号議案 平成 29 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 8 款 1 項から 4 項 説明

○久米勝博委員長

執行部から説明がありましたので、委員の皆様方の質疑をお受けしたいと思います。

○山田委員

19 番の資料の 209 ページ、下ほどの通学路合同点検対策事業費工事請負費として 1,670 万あります。

13 件ということなんですが、この箇所と工事内容等、それぞれの工事の金額を資料としてちょっといきいたきたいんですが、どれくらいでできますか。

○酒見道路管理課長

今から作りますので 2 時間くらいいただければ。

○福井委員

19 番の資料の 206 ページ、建築物の耐震対策事業の中で、一番最初の避難路沿道建築物の確定調査委託があって、市の指定する避難路の沿道建築物におけるいわゆる地震等で倒壊した場合の恐れのあるものの調査というものがあって、それからあと 3 つありまして、その最後の二つですね。診断費の補助、それから住宅・建築物の耐震改修費の補助、この補助の基準というのは、一般の民家でもこういうふうな診断費の補助はあるということなんです。それとも、あくまでその辺前後の絡みがあってこうなっているのか、その辺をちょっと確認させていただきたい。

○柿原建築指導課長

最初の避難路沿道建築物の確定調査委託ですけど、これは、沿道建築物、先ほど申しました道路の半分閉鎖する建物ということで、これも一般の建物です。

で、それについて、下の改定業務委託とありますけど、この内容をこの指定の道路ってありますけど、これを改修促進計画の中に、盛り込むことを指定というふうに言われております。

その下の建築物耐震診断費の補助ですけど、これはもう、1 番多いのは住宅です。

普通の一般住宅で、耐震診断 1 万円と、あと図面がない場合は 1 万 5,000 円ですね。

それでできるようになっております。

その下の改修費の補助ですけど、これも右のほう、大規模建築物に対しての設計と、普通の住宅ですね、耐震診断を行った方が耐震改修をしたいというふうになった場合に、補助金を要しております

○福井委員

その場合は、例えば耐震改修の補助の限度額というのはどのようになっていますか。

○柿原建築指導課長

住宅改修の場合の限度額は 60 万円で、改修費の 23% というふうになっております。

○福井委員

これは一般の方々へも周知されているのかどうか。PR とかっていうのはどのようになっているんですか。

○柿原建築指導課長

診断費の補助ですね、今まで1件とか2件だったんですけど、28年度に拡充を行いました。そこから30件とかですね、今回は32件というふうになっておりますから、10倍以上上がっております。

で、改修については去年からですけど、これについてもラジオと県のほうから新聞広告としても出しておりますので、市報にも出しましたし、一般的にも知られているというふうに感じております。

○福井委員

10倍とは言うけれども、恐らくまだまだ十二分ではないと思うが、今までの広報は市報ですか、主に周知されたのは。

○柿原建築指導課長

県内全部で行ってきたのは佐賀県で、佐賀新聞のほうに載せております。

こういうのがありますと、県内ではこういうふうに補助を行っておりますということでPRをされております。

まだまだ十二分なPRというか、周知にいそしんでいただきたいというのが私の考え方でして、10倍になったからいいというわけではないと思いますし、まだまだやっぱりいろんな、とりわけ改修の補助なんていうのは、まだまだやっぱりこれからということでしょうから、よろしくお願ひしたいと思っております。

○川崎委員

19番の資料の220ページ、土砂災害対策費の急傾斜地崩壊防止事業、繰越明許約1,000万円ですけど、富士町3箇所と三瀬村1箇所ということで説明があったんですけど、これの工事内容、どのような工事をしたのかですね、まずちょっとお伺いします。

○枝吉建設部副理事兼北部建設事務所長

土砂災害の防止工事です。受益者負担金がある関係で、なるべく安易な工法、安い工法ということで選定をされますので、法面においては、簡易のり枠、それと、上からの落石を防止する防護さく、法面の擁壁の上にする落石防止の防護さく、そういった一部ブロック積み等の擁壁等をそれぞれ4地区で行っております。

○川崎委員

これは完了したんですか。

○枝吉建設部副理事兼北部建設事務所長

はい、完了した時点で、決算として挙げさせていただいております。

○川崎委員

そしたら、対策終了だということで、ことしの7月の豪雨、富士町、三瀬村であれだけいろんな被害があったんですけど、これどうでしょうか、被害あったんでしょうか。

対策はどうでしょうか。

○枝吉建設部副理事兼北部建設事務所長

急傾斜地なんですけども、今ですね、一応現場を把握しまして、確かに被害があつてますんで、今後やっていきたいと思っています。

○川崎委員

全体的にじゃなくて、この4カ所対策をされてありますけど、これに対してまたね、何か被害があつたたんでしょかということです。

○枝吉建設部副理事兼北部建設事務所長

これに関してはありませんでした。

○山田委員

19番の資料の216ページ、河川浄化対策事業の川と親しむ事業なんですけど、これの河川清掃のですね、この事業内容をもうちょっとですね、どういう事業で・・・人数も出ていますけども、これは全市に渡ってやっているとか、期間とかですね、そういう事業内容を詳しく説明いただきたいと思います。

そして、河川清掃ごみ収集運搬で4,180万ほどが上がっていますけども、この詳細もですね、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○堤河川砂防課長

川と親しむ事業につきましては、主には、春と秋の川を愛する週間において、各地域の皆様、事業所の皆様、あと学校等に働きかけをしまして、その中で、河川清掃をやっていたことが一つの事業となっております。

また、その中で役割としましては、河川清掃については地域の方がやられており、それと、あとごみの回収等については佐賀市のほうで行っておりますので、決算上ごみの分別とか収集運搬を上げさせていただいているところです。

また合わせて、川に対するPRといえますか、川に対して、小学生たちが川を愛する意識の醸成を図るために河川愛護ポスターとか河川の標語を募集しまして、その募集をしたポスター、標語を河川清掃期間中の川を愛する週間のポスターとして利用させてもらっております。

そういったことで、川子どもたちが川に親しむ意識を高めていただくとともに、地域の皆様方に、地域に住む川をきれいにさせていただくという意識を持っていただいて、御協力いただいているというような事業でございます。

運搬費の内容につきましては、地域の皆さんから河川清掃をした際に、連絡をいただきます。その河川清掃の河川ごみを集積している場所に取りに行つて回収する経費として収集運搬する、それが経費でございます。

○山田委員

ちなみにこのごみの量っていうのはどのぐらいなのか把握をされていますか。

○河川砂防課維持係長

河川ごみの運搬料といたしまして、平成29年度の実績なんですけども、春が約1,290ト

ン、秋が 1,390 トンとなっております。合計で約 2,680 トンの収集ごみを運搬しております。

○山田委員

河川ごみの運搬先としてはどちらのほうに運搬されていますか。

○河川砂防課維持係長

丸目のほうに河川の収集ごみの集積場がありますので、そちらのほうに運搬しております。

○福井委員

川と親しむ事業の件で、前年度が 9 万 1,771 人の参加者で 7,000 人ぐらい減っていますよね。この辺の分析はどうかしていますか。昨年度 28 年度に比べまして、29 年度は大きく落ち込んでおります。

○堤河川砂防課長

春はそうでもなかったんですけども、秋が、昨年度の秋は非常に台風、降雨が土日、週末に大分重なってしまっていて、自治会として、ほかの行事の兼ね合いもあって、行事そのものを中止されたという事例もあっておりますので、大きく減少した原因は悪天候が影響をしているというふうに考えております。

○福井委員

私たちもちろん参加させていただいているんですけど、もちろん雨が降れば、台風が来れば予備日というふうなことで 2 週間とかですね、大体しかも秋は体育祭とか重なったりなんかして、そうであったりなんかしているんですけど、全然そのあとされてないということですかね、それは。中止した場合に。

○堤河川砂防課長

日程的にとれない・・・期間外であってもされているところはありますけれども、全般的にされてない場所も多く存在したというのは事実です。

昨年度、要望事項が非常に多かったことも影響はしているかと思います。

○福井委員

あと、例えば 8 万 4,000 人の中の年齢構成なんていうのは、きちんと分析をされていますか。

○堤河川砂防課長

ちょっと年齢構成までは把握をできておりません。

○福井委員

地元の自治会あたりでは、やっぱり若手の何というか、活力をどう生かすかというのが 1 番課題になってて、高齢者の方が多いと、雨だったらもうやれんよねというふうになったりなんかして、その分だけ今度春に物凄いい、この秋の部分は春に影響があったりなんかしているんですね。

その辺のことはやっぱり相談に乗って対応しないと、もう、地域にお任せという状態だとなかなか大変だと思うんですけど、その辺のやっぱり地元との絡みということで、やっぱりかなりというか、対応しないとやっぱり川を愛する週間というものの伝統っていうのはうまく残っていかないと思いますので、その辺は是非ちょっとお考えを。

○堤河川砂防課長

御指摘のとおり、これだけの広範囲な水路がありますので、地域の皆様方の協力がないと、行政だけではなかなか対応できないというのが事実でございます。

地域の方の要望も含めてですね、現在、川を愛する週間の取り組みについてですね、水対策市民会議のほうでも、今後のあり方等の話をさせていただいているところです。

今年度、来年度に向けてですね、どういった形で進めていくのかっていうのを話し合いを持っていきたいと思っておりますし、市役所のほうにお出でいただく際、またこちらから出向いていく際についてもですね、地域の声を聞きながら、このすばらしい伝統をですね、守っていききたいというふうに思っているところです。

○山口委員

同じ資料の 205 ページの建築指導事務経費なんですけど、建築確認申請件数が合計で 340 件、この件数につきましては、平成 29 年度のこういった建築確認申請を必要とされる件数の中の佐賀市に対しての申請件数というのは大体何割ぐらいになっているのかお分かりですか。

○柿原建築指導課長

ことしは 1,021 件ありまして、佐賀市の 340 件と合わせれば 1,361 件で、その中で 340 件として大体 25%ぐらいが佐賀市が受け持っているということになっています。

去年は 22~23%で、大体、22~23%から 25%というふうになっております。

○山口委員

私がちょっと聞いている範囲では数字がちょっと違うんですけども、以前はもう少し高かったように聞いております。

ただ、佐賀市のこの件数というのが減ってきているっていうことを聞いているんですけども、この業務を行うことによってその上に挙げられています、手数料収入とかに結びつくわけですね。ですから、例えば、今の課長の認識で結局結構ですけど、過去 5 年間ぐらいさかのぼってみてですよ、実際 22~23%程度なのか、それとも過去はもう少しあったんじゃないかなっていう気がするんですけど、そのあたりいかがですか。

○柿原建築指導課長

今回の予算を作るときにですね、2、3 年ちょっとさかのぼってみたんですけど、大体 22~23%でした。もともとこの制度ができたのは平成 12 年からですが、国土交通省の肝いりといいますかあれでできたんですけど、そのときはまだ当然、うちが 100%やっていた時代ですから、毎年毎年少しずつ少なくなっておるんですけど、今 25%ぐらいで大体止まって

おります。

○山口委員

同じ資料の 216 ページの河川・樋門等維持管理事業の樋門操作委託料で 1,600 万円上がっていますけれども、ごめんなさいちょっと聞き漏らしたので、操作を委託してる人数とそれと委託料っていうのがどういう形で、一律なのかそれともその業務量によって違ってくるのか、そのあたり教えてください。

○堤河川砂防課長

まず、委託をしている数でございます。164 施設を 173 名の方に委託をしております。

金額は箇所によって大きく異なっております。大きな施設においては複数いらっしゃる方もいらっしゃいますし、想定回数そこに操作に行く回数を想定する中で、委託料を算定をしているというのが実情です。

○山口委員

確認ですが、それはあくまで個人さんに対する委託であって、お支払いというのは年間委託になっているんですか。

○堤河川砂防課長

個人さんへの年間の委託料でございます。

○村岡副委員長

217 ページの 1 番下の河川浄化対策事業の中の土壌改善事業ということで、実証実験をされたという御報告だったんですけども、これの目的というか、どういう効果を目指しての実験であって、実験自体成功したのか。今ある負担の何が軽減されるのかっていうところを教えてください。

○堤河川砂防課長

この実験については、河川ごみ量の軽減が 1 番の目的でございました。実験を 28 年度から行っただけではありますが、これまで、実験をする中で、ある程度の量の軽減が図れるということは分かってはいたんですけども、実験結果に非常にばらつきがあって、期待されるようなデータを収集することができませんでした。

来年度についてですね、試料、条件を変えて実験というのはちょっと費用対効果が見込めないということで、29 年度で一旦ちょっと中止するようにしております。

○川崎委員

210 ページの道路管理費について、そこをちょっと教えてください。

訴訟代理委託料で 2 件ということで、詳しくちょっともう一度お願いします。

○道路管理課管理係長

訴訟についてお答えします。大和町川上において起きた市道川上中央線の所有権確認等請求事件に係る弁護士への報酬金の支払いが 1 件で、もう 1 件が本庄町末次において発生した、市道と民地境界の道路紛争交渉に係る弁護士への着手金の支払いとなっております。



○川崎委員

この弁護士はどなたに頼んであるんですか。

○道路管理課管理係長

はい、2件とも佐賀市の顧問弁護士の安永弁護士となっております。

○川崎委員

この2件分の金額の内訳は。

○道路管理課管理係長

1件が22万9,620円もう1件が16万2,000円でございます。

○川崎委員

ようわからんですけど、弁護士は安永弁護士さんだけですかね。ほかの弁護士も何人かいるんですか。そこをちょっと教えてもらいたい。

それとこの弁護士費用の基準があると思うんですけど、この基準はどんな方法で算定しているのかですね、そこを教えてもらいたい。

○酒見道路管理課長

基本的にその事件の内容によってですね、安永弁護士さんのほうに見積もりをとらしていただいた上で、その費用をお支払いするという形にしております。

○川崎委員

基準的なそういうことを出しているちゅうことで、これちょっと聞くのがちょっとまづいかなと思うんですけど、安永さんだけに今までこのような問題、訴訟代理委託料関係を依頼していたのか。

○酒見道路管理課長

私の記憶では顧問弁護士はずっと安永さんがされているので、基本的に安永さんだけだと思います。

○久米委員長

ほかないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、次に、8款5項及び6項について執行部の説明を求めます。

◎第81号議案 平成29年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出8款5項、6項 説明

○久米勝博委員長

執行部から説明がありましたので、委員の皆様方の御質疑を受けたいと思います。

○黒田委員

資料19番の223ページ中ほどですが、長崎街道柳町景観形成地区における無電柱化の実現の可能性について検討を行ったとありますが、この内容というか、どのような結果だったのかお願いします。

○武久都市デザイン課長

長崎街道の無電柱化につきましては、これまで地下埋設管による設置スペースがなかったとか、あと既存の移設とか、そういうものがかかるということで、整備費用などの面から実施に至っていませんでしたので、国・県とかの動向を見ながら、改めての可能性ということで、調査したところでございます。

検討内容としましては、整備の方法ということで、家の軒下に配線する方法とか、あとその裏側のほうで配線する方法とかございまして、あと 3 つ目が地中を配線する方向ということでした。先の二つですね、軒下と裏配線が難しいという結果になりまして、あと、地中化につきましてはということで、今の既存のですね、下水道とかガス、水道が埋設されていますけれども、それを移設することによってですね、移設すれば、施工が可能と実施は可能ということなんですけれども、移設する費用が結構かさみますので、結果としましては、金額がかかりますけれども、可能性としては可能というふうな結果が出ております。

○山田委員

19 番の資料の 223 ページ 1 番下の丸ですね、屋外広告物取扱事業 639 万 6,000 円この分の詳細な使い道っていうか、例えば違反広告物の撤去数が 282 件なんですけど、そういうものに使われたのか、使い道をもうちょっと詳しくお示しいただけますか。

○武久都市デザイン課長

屋外広告物取扱事業の 640 万ほどの主な経費としまして、違反広告物の撤去にかかります 2 名の嘱託さんの経費が主な経費でございます。

○山田委員

確認ですが、これはもうほぼ撤去するための人件費が大きな部分を占めているということでしょうか。

○武久都市デザイン課長

はいそのとおりでございます。

○福井委員

同じく 223 ページの分で、下から三つ目の景観重要建造物等の保全事業ということだったんですが、助成実績 5 件の中の、景観重要建造物等、これはエリアというか、どういった内容なのか。残り 2 件は柳町の分でしょう。

○武久都市デザイン課長

景観重要建造物というのは佐賀市のほうで指定をしております、今現在、指定した物件が佐賀市に 29 件ございます。旧市街と旧町も含めまして市内で 29 件ございまして、その中で、保存整備関係でですね、うち、こちらのほうで限度額内で助成をしているところでございます。

○福井委員

この 3 件はどういう中身かということを知りたいんですが。

○都市デザイン課職員

重要建造物の該当物件は、大和町川上にあります淀姫神社、それから柳町にごございます野中ウサイエンが、年2回工事をされまして、計3件となっております。

○福井委員

ウサイエンは2回分になっているということだけど、この分は、385万のうちのちょっと経費がわかれば。

○都市デザイン課職員

野中ウサイエンの経費につきましては、しっくいのはずみや汚れの補修ということで、32万9,000円。それからもう1件が建物東の窓の格子の老朽化による補修ということで、16万3,000円の助成をしております。

○久米勝博委員長

5件分を聞いていますので。

○都市デザイン課職員

淀姫神社のほうにつきましては、老朽化による控室入り口のドアの補修ということで12万円。それから柳町のほうが、専福寺の屋根の全面ふき替えとそれからしっくいの塗り替えということで、269万9,000円。それから、柳町の大間制服ですが、こちらが水路保全の工事をされたんですが、そのときに一緒にあわせて護岸上部のフェンスの整備をされまして、54万円を助成しております。

○山口委員

226ページの緑化推進経費でもう一度、御説明をいただきたいんですが、委託料、これはどこに何を委託されているのかっていうことを教えてください。

○岩永建設部副理事兼緑化推進課長

委託料は、花の苗を育成していただく、苗の育成というか、育てていただくのを委託しております。授産施設2カ所、ウィズ富士とどんぐり村のほうに委託を行っているところですよ。

○山口委員

その2箇所に苗の育成のお願いをして、その分をこの上にあります事業費の750万にありますけれども、地域のそういう団体等に配布をするという流れでよろしいのでしょうか。

○岩永建設部副理事兼緑化推進課長

はい、基本的にはそういう流れになっております。

○緑化推進課緑化推進係長

花の苗を育成していただいているのが、花づくりボランティア団体用の苗と、あと公共施設に花を配っているんですけども、その分と2つに分けて、委託をしております。

ウィズ富士のほうに花づくりボランティア団体へ配る分の育苗をお願いして、どんぐり村のほうには、公共施設に配る分の苗の育成をお願いしています。

○福井委員

224 ページの徴古館を活かしたまちづくり推進事業の1番下のですね、佐賀城下小路・町歴史調査事業業務委託料ということで30万円あがっておりますが、これはどういう目的で、なされたのか。30万というのは多分これ業務委託だとすると調査のための人件費かもしれませんが、その辺をちょっとお示しいただきたい。

○武久都市デザイン課長

こちらの小路・町歴史調査業務委託料につきましては、城下町の重点区域内の小路とか町の調査—これは徴古館、鍋島報効会の学芸員さんのほうで調査していただきまして、これをうちのサイン整備の中で、その小路の場所とか言われとか内容を案内版で示すと、そういう内容を委託しているものでございます。

○福井委員

ということは、これは徴古館の職員さんの人件費ということですね。

○武久都市デザイン課長

そのとおりでございます。

○山田委員

19番の資料の229ページ、都市公園安全安心対策事業なんですけど、工事請負費が約6,270万がありますけども、金立公園、古賀公園、大和中央公園の遊具の改築が主な費用だと思うんですが、改築するに当たってですね、例えば、利用者の意見を聞くとか、これを管理している方の意見を聞くとか、地元の意見を聞くとかそういうことは、行われたのかどうか、教えていただきたいと思います。

○酒見道路管理課長

昨年まで緑化推進課長でしたので、私のから答えさせていただきます。

この費用につきましては、あくまで長寿命化、既存施設の更新の経費でございますので、新たに何かをつくるという目的ではございません。老朽化で使えなくなった分の更新作業ですので、地元の意見を聞いて新たにつくるということはしておりません。

○山田委員

ということは、これはもう修理なんですね。全面的に変えるんじゃなくて修理ということですね。

○酒見道路管理課長

はい、基本的にそうです。

○川崎委員

資料19番の231ページ、市営住宅維持管理経費の中で指定管理者制度に伴う市営住宅管理委託業務9,800万が上がっているんですけど、市営住宅の指定管理者は(株)マベックですか。この会社が当初説明があった、市全体で49団地あって、全部ここが維持管理をする指定管理者になっているのか、それについて教えてください。

○渡邊建築住宅課長

指定管理者制度に伴う市営住宅の管理業務委託ですけども、佐賀市のほうでは49団地の市営住宅がございますが、このうち40団地を株式会社マベックのほうで維持管理をしてもらっております。

○川崎委員

そしたら全体で2億3,000万円上がっているんですけど、この内訳としては、マベックさんの経費もこの中に全部入っているわけですか。

○渡邊建築住宅課長

指定管理者に支払いしているのは約9,800万円ですね。あと、空き家修繕や設備の機器の更新とかです。あと、先ほどお話をした鍋島西団地の風呂釜取りかえとか、そういうもので費用を計上しております。

○川崎委員

それで9,800万円、このマベックさんの29年度の決算で上がってきているんですけど、この内訳はどのような使い道をしているのか教えてもらいたい。

○渡邊建築指導課長

まず、家賃の収納と滞納整理ですね。あと、植栽の維持管理や細々とした維持修繕とかです。ほかには、住民さんの苦情処理、消防訓練指導とか、そういうふうな業務を行っております。

○山田委員

資料19番の230ページの1番下の二重丸、県営事業負担金なんですけど、この中でちょっと確認させてください。この負担金の中で、用地買収と言われたと思ったんですけど、間違いないですか。

○岩永建設部副理事兼緑化推進課長

はい、厚生館跡地の用地買収をされたということでございます。

○山田委員

厚生館跡地の用地買収っていうことですね。はい、わかりました。

○酒見道路管理課長

229ページの都市公園安全安心対策事業のほうで、修理のみと話したんですけども、修理できない部分については、新たに更新、遊具が使えなくなった場合はその遊具を更新するという、工事になります。

○山田委員

例えば滑り台が使えなくなった場合は、そこに新しい滑り台をつけるということで判断してよろしいですか。

○酒見道路管理課長

はい、基本的にはそうなります。

○久米勝博委員長

ほかに質疑もないようですので、次に 11 款 2 項について、執行部の説明を求めます。

◎第 81 号議案 平成 29 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 11 款 2 項 説明

○久米勝博委員長

執行部から説明がありましたので、委員の皆様への質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、建設部の審査を終わります。

執行部の皆様は退室いただいて結構です。

◎執行部退室

○久米勝博委員長

それでは、本日の決算議案審査に関して、現地視察の御希望はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

次に、本日の決算議案審査において、委員会としての意見・提言を取りまとめる案件の候補として、さらに協議、検討が必要な案件はございますか。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○久米勝博委員長

はい、川を愛する週間については、執行部から説明を求める候補に挙げておきたいと思  
います。

それでは、以上で本日の審査を終わりたいと思います。

どうもお疲れでした。あすの委員会は 10 時です。